

魅力ある景観をつくる団体を応援する補助金

～ より良い景観づくりを応援します！ ～

鹿児島市 魅力ある景観をつくる団体活動応援補助金



自分たちの地域を魅力ある景観にするために活動している団体などに補助金を交付します。

▶ 補助の要件

次のすべての要件を満たす団体

- (1) 景観形成重点地区の指定に向けて活動をしようとしているか、活動をしている、または景観形成重点地区として活動をしていること
- (2) 活動する地区の面積が概ね0.5ha以上であること
- (3) 景観形成活動について、地区の世帯主か土地所有者等から、地区の世帯数の2分の1以上に相当する数の合意を得ていること
- (4) 団体が、営利、政治、宗教活動を行っていないこと
- (5) 団体が、景観形成活動を行う旨を明示した規約等を有していること
- (6) 団体の代表者が明確であること
- (7) 団体として独立した経理を行っていること



▶ 補助額・対象経費

補助額・限度額	対象経費
対象経費の 50% (上限 1回 20万円 、 累計 60万円)	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 講演会、研修会等の開催 (会場の使用料・設営料、備品の購入費、講師謝金など)<input type="checkbox"/> 広報紙、パンフレット等の作成・配布<input type="checkbox"/> 樹木の植栽、花壇の設置等の景観向上のための施設設置 (機器・原材料の購入、借上げ、工事に要する経費)<input type="checkbox"/> 景観形成活動を行っている他の地区の調査・視察(旅費)など

※ 景観形成を図ることを目的としたものに限り、ます。

※ 1年度につき1回、1団体につき6回が限度です。

▶ 申請にあたっての注意事項

- ・補助申請をお考えの方は必ず**申請する前**にご相談ください。
- ・事業はいくつでも組み合わせて申請できます。
- ・事業実施前に申請書を提出してください(複数の事業行う場合は最初の事業の実施前)。

【申請・問合せ先】 鹿児島市 建設局 都市計画部 都市景観課
〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号 市役所東別館7階
電話：099-216-1425
FAX：099-216-1398
メール：toshikeikan@city.kagoshima.lg.jp